

午後 3 時 2 0 分 再開

○伊藤副議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

次に、安田議員。

〔安田議員質問席へ〕

○安田議員 私は、平成 29 年米子市議会 12 月定例会に当たり、大要 2 点について質問させていただきます。市長を初め関係部長の明快な答弁をお願いをいたします。

最初に、公民館の課題についてお伺いをいたします。米子市の公民館は社会教育法に規定されている社会教育施設としての役割を基本に、地域コミュニティ活動の拠点施設として、さらには市役所各課の取り次ぎ窓口業務も実施しているなど、多面的な機能を有する地域における総合施設であります。したがって、業務の種類も多岐にわたるため、職員にはさまざまな対応力が求められます。現在、公民館が実施をしている事務は、社会教育法第 22 条に定める事務、地域活動団体関係事務、市役所等行政関係事務、施設管理運営事務、その他まだあると思いますが、仕事量などどのように認識されているのか教育長の見解をお伺いをいたします。

○伊藤副議長 北尾教育長。

○北尾教育長 公民館での業務量をどのように認識しているかというお尋ねでございます。公民館では今、御説明いただきましたように、生涯学習関係講座、これは社会教育法にのっとってやっているわけでございますが、これの実施を初め、地区の各種団体に関する事務、一部の館を除いて戸籍、住民票等の取り次ぎ及び交付に関する事務等を行っております。御指摘されましたように、

その業務内容は多岐にわたっておりますことや、そのほか地区独自の行事等も実施しております。ですので、公民館によって多い少ないとか一律には言えないと思っておりますが、多い館ではかなりの量であるというぐあいに認識しております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 そこで、ちょっと市長にも聞いておきたいと思えますけれども、市長も就任して7カ月がたちました。公民館の運営とか、それから業務量、仕事量について把握されてると思えますので、今の公民館の仕事量についての見解をお伺いをしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 私も就任以来、さまざまな機会を捉えまして公民館には伺っているところでございます。先ほど教育長のほうからも答弁がございましたけれども、非常に地区によってバラエティーに富む活動をされているという印象がでございます。ただ一概には言えないところではありますけれども、概してあえて言いますと、それぞれの公民館がかなり手いっぱいな状況にあるということも重々承知しております。そしてその中身も、先ほど、今申し上げましたように、いろんなもう多岐にわたる仕事をこなしておられる、そのような状況を私も認識をしているところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、平成28年度決算に係る総務文教分科会の指摘事項で米子市の将来と市民生活に責任を持つ行政運営上、特に重点的かつ早急な対応と改善を要すると思われる事項に公民館運営について指摘をされております。確認させていただきますと、

公民館運営については、公民館は地域住民のさまざまな活動において重要な拠点施設である。しかしながら、現状は社会教育法に基づく生涯学習以外に自治会活動のほか、多くの地域住民生活に必要な活動が行われている実態から、住民が公民館職員に求めている職務内容に対し、現行の人的配置が応え切れない状況にある。地域コミュニティの拠点施設である公民館の今後のあり方を見据え、公民館のあるべき姿の再構築につながるよう、職員の職務内容の精査と人的配置について検討されたいという内容でありました。現在までの検討状況についてお伺いをしておきたいと思います。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 職務内容の精査と人的配置についての検討状況についてでございますが、公民館で行っております事務は、いずれも地区の団体や住民の方々にとりましても身近で重要なものであるということから、各地区の実態を考慮しながら精査する必要があると考えております。人的配置につきましては、特に淀江公民館の大和分館及び宇田川分館におきましては、勤務シフトの関係から一人勤務となることが多々ございまして、住民サービスの観点からも課題があるというふうに認識しております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 今、大和分館と宇田川分館については課題があると認識しておられるのはよくわかるんですけども、そしたらどうしたらいいのかということなんですよね、問題は。それで、淀江は単位自治会はたしか47ぐらいでしたか、あったと思うんです。一つの自治連合会という形をとっておったんですけども、この

たび3つに分割をして運営をされるという中にあって、団体によっては一つの事務を中央公民館でやってるところもあるみたいなんですけれども、いずれはその連合自治会が3つに分かれるということになると、そのような団体的なものも事務が分散してくると。そしたら仕事量もふえるというようなこともあると思うんです。そういうことを考えた場合には、この大和、宇田川に関して、それなりの対応が求められると、こう思うんですけれども、その辺の考え方について聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 北尾教育長。

○北尾教育長 今、御指摘がありましたように、淀江地区において自治連合会の枠組みを3地区に分けてというお話もうかがっております。そこの事務分担、先ほど御指摘があったように、中央公民館でやってることを3つに分けるがいいのか、あるいは、どういう効率化が図れるのかという視点で早急に検討する必要があるというぐあいに思っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 早急に検討していただいて、機構改革のときには反映をしていただきたいなと、こう思っておるところです。

それから、もう1点ですけれども、2年間の残業実績を見させていただきました。公民館によっては、先ほど教育長が言われたように、多いところがあったり、少ないところがあったり、そのようなばらつきがあるわけですが、多いところでは半年で100時間以上残業があったり、全くないところがあったりするわけでありまして。もう一度お聞きしますけれども、できるところからこの事務の取り扱い的なものもやっぱり縮小していくという

か、統一していくということも大事だろうと思いますけれども、その辺はどのように考えておられますか。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 時間外勤務についてでございますが、御指摘のとおり、各地区によりまして納涼祭であったり、運動会であったり、公民館祭であったり、そういったイベント等の準備によるものが大半であるというふうに認識しております。それぞれ各地区によって行事のあり方、やり方等が違っておりますので、その点で各公民館ごとで時間外のばらつきが出ているという状況があるというふうに考えております。これは公民館の職務、事務の内容についてもそうなんです、そういった地域の状況をよく考慮しながら精査していく必要があるというふうに考えておりますので、一律的にこういうやり方でというのがふさわしいのかどうかも含めまして検討していきたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それと、次に、公民館の所管課は生涯学習課であり、社会教育関係についての指導助言は実施をできておるわけであり、公民館の役割とされている地域コミュニティ活動の拠点施設の部分に関しては、所管課では十分に支援できる状況になっていない状況があります。また、団体の自立に向けた支援や公民館と団体とのかかわりのあり方について、市としての明確な方針がないため、団体や公民館職員からも明確化を求める意見が出ていますところではありますが、今後どのように対応されるのかお伺いしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 大江企画部長。

○大江企画部長 地域コミュニティ活動の点から、企画部のほうで答弁させていただきます。公民館では、生涯学習関係講座の実施を初め、各自治連合会及び地区社会福祉協議会に関する事務を執行していただいております。地域と深くかかわっていただいております。ただ、そのかわり方については、各地区における諸団体の活動状況等が異なっておりますので、なかなか一律明確な対応方針というのは定めてないのが実情でございます。

議員御指摘のとおり、非常にこの点は重要な課題と認識しております。来年4月の機構改正において、将来の公民館を初めとする地域コミュニティのあり方について総合的に議論していく体制をつくりたいと考えているところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 そこでちょっと副市長に聞いておきたいと思っておりますけれども、副市長は、教育行政も長かったりということで経験豊かだと、こういうふうに思っておるんですけれども、今の米子市の形態、教育委員会で所管を持って、それから地域のこともやりながらという形でのこの形態というのはどのような認識というか、見解を持っておられるのか、その辺を聞いておきたいなと思っております。

○伊藤副議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 お尋ねにお答えしたいと思います。正直に言いますが、県には公民館という機関はないものですから、米子市に来て、もちろん住民として公民館に触れていく場面はあるわけがありますけど、仕事で公民館に触れる機会というのは、正直言ってなかったわけですが、米子市に来ましてから、公民館の

皆さん方とも少しだけですけれども話ししたこともあります。

確かに地域の生涯学習の拠点というだけじゃなくて、地域にある最も身近な行政機能といたしまししょうか、こういった部分を担っていただいている。組織上も、議員御案内のとおり、いわゆる市長部局の仕事を補助執行するという形でやっていただいております。一つのスタイルといたしまししょうか、やり方なんだろうなというふうに思います。住民サービスを充実していくやり方の一つなんだろうと思います。

ただ、今御質問があつてるとおり、その部分についての考え方ややり方の整理が地域の実情によってなかなか一律というのは難しいという状況があるからかもしれませんが、これまでなかなか十分整理し切れてこれなかったというのは、私もそうなんだろうなというふうに思います。

先ほど大江企画部長のほうからもお答えしましたとおり、そういった課題意識を市長あるいは私も持っておりますので、この問題に向けて、少し時間がかかる部分はあるかもしれませんが、しっかり議論できる体制をつくりたいと、このように思っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 済みません、急に振りまして。

次に、公民館によって、また団体によって、公民館職員が実施をしている事務の内容や範囲が異なっており、例えば会計処理のみ実施している公民館や団体もあれば、資料作成から事務全般を職員が担っているところもあります。あわせて、事務や会計処理についても、例えば作成する資料の様式や予算費目の構成、支出

等に係る決裁の有無など、取り扱いがそれぞれの公民館や団体で異なっており、そのことが職員の負担にもなっております。また、公民館が事務を実施しない団体については、活動状況に関する情報を持っていないことが多く、今後、地域と行政が連携を進める上で検討が必要となります。公民館職員がどのように事務執行すべきか、市として統一的かつ具体的な取り組みが求められていると思いますが、見解をお伺いをしておきたいと思います。

○伊藤副議長 大江企画部長。

○大江企画部長 ただいま御指摘いただいた点も非常に検討すべき課題と考えております。一般的なルールというのは、当然統一していくべきですが、やはり地区の実情もございます。ですから、公民館によってはここまで済んでおる公民館もあれば、ここまでしとんなるかというようなところもあったりして、その実態を踏まえた中で新体制の中で考えていきたいと思っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、地域の各団体はいずれも全地区一律設置であること、事業も前年踏襲が多いことなどから、団体、公民館と市関係課とのつながりも希薄化しており、中には文書のやりとりのみで完結している例もあります。また、提出書類も複雑なものもあり、一定程度の簡素化も求められております。あわせて補助金が少ないことや、活動実態に合わせた運用も制限されていることも多く、地域の実情に合った柔軟かつ有効な運用が可能となるよう改善すべきと思いますが、所見をお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 大江企画部長。



○大江企画部長 公民館は、各課と地域団体との窓口的な役割も果たしておりまして、業務内容は多岐にわたっております。全般的に適正な上で簡素化が図れるような改善方法を探ってまいりますとともに、やはり補助金なんかのことが関係しますと、どうしてもいろんな行事が積み重なっていているという実態もあろうかと思っておりますので、その辺の行事の改廃なども含め、その辺も一緒に考えていきたいと思っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、職員の処遇についてお伺いをしておきたいと思っております。現在、主任主事は60歳で退職し、さらに勤めを希望される方は主事となって勤務をされる実態が散見されますが、せめて65歳までは、異動があったとしても主任主事として経験豊かな実力を発揮され、地域に貢献されるべきと思っておりますが、所見をお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 主任主事の関係でございますが、現在の主任主事の雇用制度につきましては、若年化する傾向がある採用及び職員の年齢構成に合わせまして、主任主事職の上限を満60歳とすることで若年層の主任主事への登用を促進することを目的に市の常勤職員でありますとか、非常勤職員の例でありますとか、近隣他市の公民館職員の雇用制度等を参考にいたしまして、平成26年7月に見直したものでございます。それで、今年度末、初めてこの新制度に該当する者が出てまいります。この制度変更の効果等につきましては、こういった効果を検証した上で検討してまいりたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それで、私思うんですけれども、実際にこの主任主事というのは試験を受けて通って、それで主任主事になるわけです。それで65になったら主事に戻るから試験を受けないというようなこともちらっと聞いたことがあるのですけれども、そのような認識というのは持っておられるんですか。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 現在の雇用の中でさまざまな主任主事の方もいらっしゃるわけですが、なかなか主任になりたくないという、主事のままでいたいという方もいらっしゃいますので、できるだけそういう方が意欲を持って働いていただける環境をつくるというのは大事だというふうに思っておりますし、また60歳で該当される方も続けて働いていただけるような環境をつくることもあわせて検討していきたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それでは、ちょっと検討していただきたいと思うのが、今は試験を受けて主任主事になるんですけれども、市役所の人事みたいな形で、とにかくその職員の中で、あなたは主事になってくださいというような任命的なそういうような感じの制度に変えるということは難しいんですかね。その辺の検討もお願いできたらと思うんですけれど、どんなもんなんでしょうか。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 現在の制度の中では、まずそういった力量があるのかどうなのか含めて、試験という形で判断させていただいておりますが、今後のいろんな雇用制度につきましては、

柔軟な対応を含めてそういったことがふさわしいのかどうか含めて、その辺も検討してまいりたいと思います。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、公民館のバリアフリー化の整備状況については、全館におきまして、玄関外側のスロープについては設置済みですし、内側につきましては、スペースの狭いところは可動式のものを用意して、車椅子等で来館された際にはそれを使用するというような形で対応しておられます。徐々に施設改修が進んでおりますが、既存公民館の建てかえ及び多目的トイレ等の設置についての進捗状況と今後の計画についてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 公民館の建てかえ及び多目的トイレの設置状況についてでございますが、公民館の建てかえにつきましては、県道整備に伴いまして、加茂公民館の移転、この事業を今行っております。あわせまして、明道公民館につきましても検討しているところでございます。他の施設につきましては、公共施設等総合管理計画、この中での個別施設計画を策定する中で検討してまいります。多目的トイレにつきましては、平成25年度までに、明道公民館を除きます全館に整備を行ったところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 その他、ちょっと気になるところがありますので、ちょっと聞いておきたいなど、こう思うんですけれども、補助金といえますか、委託費といえますか、各公民館に何十万か負担と

いうんですか、補助金として出してるわけですがけれども、この補助金というのは例年一緒なのかどうか、その辺の推移をちょっと聞いておきたいと思いますし、それは毎年行われるシーリングにはかけておられるのか、その辺ちょっと聞いておきたいなと思います。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 公民館で開催いたします各講座、または運動会、公民館祭開催に係る開催委託料についての御質問だと思います。これがシーリングにかかっているかどうかということですが、過去5年間は同じ水準で維持しております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 はい、わかりました。こういうものにはシーリングはかけてはいけないなど、私はこう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、パソコンなんですけれども、定期的に更新をされるとこのように思っているんですけれども、その状況とそれから全職員に115人でしたか、113人、全職員に配置されておられるのかどうか、その辺聞いておきたいと思ひます。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 パソコンの配備についてでございますが、これは公民館長を含む全公民館職員に配置してるところでございます。更新につきましては、パソコンに搭載されております既存ソフトのサポート終了時期に合わせて実施することとしております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員　ということは、全ての職員が仕事量がそれなりに多くなったとしてもそれで対応できるという体制はできてるというふうに認識させてもらっていいんですね。

次に備品なんですけれども、先ほど言いましたように補助金とかいろいろあると思います。それから、公民館の運営の中でそれなりに備品費というのはとってるかもしれませんが、急な備品の購入が必要になったと、こういうときにはどのような対応をされておられるのか、その辺聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長　岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長　備品の購入についてでございますが、公民館からそういう希望等がある場合は事務局で対応しております。予算の部分もございまして、急な部分がどういう形で対応できるのかっていうのは、事務局の中でいろいろ工夫をしているところでございます。

○伊藤副議長　安田議員。

○安田議員　最後にしたいと思いますけれど、公民館からの要望についてなんですけれども、その時々で施設とかいろんなところがあるとは思いますが、そのような要望については、どのようなシステムで教育委員会に入ってきてるのか、その辺聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長　岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長　公民館からの要望についてでございますが、公民館長会、それから公民館職員で構成いたします主事会、主任主事会、これを毎月行っておりますので、そういう会議の際にお聞きすることもございますし、日常的に公民館と連絡を

とっておりますので、さまざまな場面でその都度お聞きするというのが通常の形だと思います。これに加えて、公民館連合会さんといたしまして、年一度、要望事項として要望書をいただいて、それに対する対応等につきましては、回答をさせていただいているということでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 公民館についてちょっと質問をさせていただきましたけれども、公民館を取り巻くいろんな形での諸問題というのはあると私も認識しておるところです。一つ一つの課題に対して仕事を減らしてくるとか、統一をするとか、それから仕事が30時間とかで制約して時間数なんかはやってるんですけども、いけなかったら職員をふやすとか、それともいろんな形でもっともっと仕事ができるような体制もできらへんかなと、こう思っておりますので、その辺も勘案しながらしっかりと検討していただいで取り組んでいただきたいなど、こう要望しておきたいと思えます。

次に、大きな2番目として、産業廃棄物の最終処分場についてお伺いしておきたいと思えます。

淀江町小波で建設が計画されている産業廃棄物管理型最終処分場については、これまでも何回も議会で質問をさせていただきました。前回質問以降の状況等についてお伺いをいたします。

鳥取県では、鳥取県廃棄物審議会が先月の20日に開催されたとお聞きしましたが、審議会の審議概要と主な意見についてお伺いしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 鳥取県廃棄物審議会の審議概要と主な意見ということでお尋ねがございました。まず、審議概要についてでございます。審議会では、県当局からこれまでの条例手続の経過のほか、センターの周知手続状況、関係住民の聞き取り結果及び本市からの意見照会結果の説明がなされ、関係住民とセンターの合意形成に係る県の見解が示されました。審議結果は、県条例第16条第1項第3号に規定する住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるときに該当するという県の判断方針は妥当とされました。

主な意見でございますが、センターはなるべく回答しようとしているが、反対の方の理解を得るのが難しい状況という印象を受けた。また、やらなければならないことをきちんとやっていることはよくわかる。事業者の回答の仕方について、正確さを期すためだと思うが、見解書のとおりなど繰り返しの回答の部分があり、もう少し意見者の気持ちに寄り添うことがあってもいい気がした。また、住民が誤解している意見があれば科学的な根拠に基づいて説明することが必要などでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、廃棄物審議会委員として、どのような方が専門委員として参加されているのかお伺いをしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 県の廃棄物審議会の委員の方についての御質問でございます。専門分野といたしまして、廃棄物処理につきましては、大学の教授等がついておられます。また、水環境につ

きましても、大学の教授が専門委員として参加されております。大気環境につきましても、大学の教授が参加されております。法律につきましても、弁護士の方が参加されております。調停の分野につきましても、家裁の家事調停委員が参加されております。経営の分野につきましても、税理士の方が参加をされております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、事業主体の鳥取県環境管理事業センターによる計画周知の実施状況報告について、鳥取県は住民への周知に係る事業者の対応は十分だが、関係住民の理解が得られていないとする見解案を示し、審議会は妥当と判断をしています。事業者による周知手続の状況について、条例に規定する周知手続、条例の規定以上の対応についての実施状況を改めてお伺いをいたします。また、関係住民の理解の状況についてもお伺いをしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 審議会の実施状況についてお尋ねがございました。周知の手続状況、関係住民の理解の状況につきましては、県当局から鳥取県廃棄物審議会に見解が示されたところでございます。

まず、条例に規定する周知手続につきましては、周知計画書に基づき、新聞、掲示、ホームページで周知広告した上で関係自治会の公民館等の16カ所で事業計画書を縦覧し、7回の説明会が実施されました。各説明会では、事業計画を説明の上、質疑応答が実施されました。関係住民から提出された意見書に対して見解書を作成し、意見者に文書回答したほか、新聞広告、ホームペー



ジで周知し、関係自治会の公民館等の16カ所で縦覧が実施されました。

条例の規定以上の対応についてでございます。条例手続開始前の段階の任意の手続として、関係自治会に対し事前説明会が開催されております。提出された意見書のうち、条例で規定されている生活環境保全上の見地からの事業計画についての意見以外についても事業者の見解を作成し、縦覧が実施されております。

意見書提出者から見解書に対する再意見を受け付け、提出された再意見書に対し再見解書を作成し、意見者に回答したほか、見解書と同様に周知した上で縦覧が実施されております。実施状況報告書を提出後、再見解書に対するさらなる意見書の提出があり、これらの意見に対しても文書で回答をされております。

関係住民の理解の状況についてでございます。関係6自治会のうち4自治会は、センターの事業計画について理解が得られたと認められ、残りの2自治会については理解が得られたとは認められないとされております。居住者、事業者及び農業者については、意見書の提出者を含め、センターの事業計画について理解が得られたと認められております。水利権者のうち意見書、再意見書の提出者については、センターの事業計画について理解が得られたとは認められておりません。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 廃棄物審議会の意見を踏まえ、手続条例第16条第1項第3号に該当するとした判断結果を米子市に通知をいたしました。廃棄物処理設置手続条例の現在の状況と今後の流れについてスケジュールの確認をさせていただきます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 条例手続の現在の状況と今後の流れについてということのお尋ねでございます。鳥取県は、条例第16条第1項の規定に基づき、関係住民の合意形成について審査した結果、同項第3号に規定する住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるときに該当するものと判断され、平成29年11月24日付で関係自治体である本市や事業主体等に判断結果を通知するとともに、11月30日から関係自治体の公民館等の15カ所で掲示するなどの周知が行われております。今後、事業主体または関係住民は、意見調整申出書を12月20日までに鳥取県へ提出することにより、条例第17条第1項に規定する意見の調整を申し出ることができるかとされております。

なお、鳥取県におかれましては、本市の意見を受け、地元での合意形成を丁寧に進めるため、新たな専門家委員会を設置する方針であると知事が答弁されております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 今後は鳥取県環境管理事業センターや住民から要請があれば意見調整をするということで、その意見調整に時間がかかるかと理解していいのかお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 意見調整の時間についてというお尋ねでございます。意見調整は、鳥取県が主催する会議において、センターと関係住民双方の主張内容の理解の促進を図られるものでございます。会議の日程調整等にある程度時間が必要であると考えら

れますが、具体的なスケジュールはうかがっておりません。また、新たな専門家委員会は、遅くとも来年2月までに発足させる予定とうかがっております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 産廃処分場に関しても質問させていただきましたけれども、もう少しまだ時間がかかるのかなと、こう思っております。議会のほうからも地元関係者等も含めて丁寧に説明をしていただきたいという旨の要望書を出したところでもありますので、今後は米子市も一緒になって、理解をしていただけるように取り扱っていただきたいなと思って質問を終わります。以上で終わります。